

令和8年度 静岡県公共ライドシェア等共同運行管理

業務委託仕様書

1 事業の目的

本業務は、公共ライドシェアに係る運行管理業務について、遠隔でのドライバー管理を行い複数の市町で共同利用できる仕組みを構築することで、各市町の運行管理コストの軽減を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 静岡県公共ライドシェア等共同運行管理体制の構築・運用

ア 静岡県公共ライドシェア等共同運行管理体制の設計、構築、導入

- ・ 市町現行システムやサービスを活用し、複数の市町^{*}の運行管理を一括で行う仕組みを構築する。
- ・ 構築・運用する体制は、参画市町の増減に柔軟に対応できる仕様とすること。

※ 対象とする市町や運行方法は、別紙のとおりである。

イ ドライバー管理（配車、運行状況、勤怠等）の運用支援

ウ 利用者向けインターフェース（予約、決済等）の管理

エ 市町現行システムと外部サービスの連携などの調整・支援

(2) データの集約や管理

ア 運行管理に関する各種情報をデータとして集約し、適切に管理する。

イ 収集したデータを可視化し、運行状況や効率性を分析する。

(3) 立上げ支援におけるサポートや改善提案

ア 共同運行管理システムの導入・運用開始に伴う各市町へのサポートを行う。

イ システム運用上の課題を抽出し、効率・最適化のための提案を行う。

ウ 運用状況を継続的に評価し、更なる機能拡張やサービス向上のための提案を行う。

(4) 共同運行管理体制のPDCAサイクルの提案

ア 継続的な静岡県公共ライドシェア等共同運行管理体制が構築・運用できるようなPDCAサイクルの提案を行う。

3 留意事項

(1) 業務遂行に際しての留意事項

ア 県と受託者は契約締結後速やかに業務遂行について協議するとともに、受託者は委託業務遂行に関する日程表を提出する。

- イ 定期的な進捗会議（月 1 回程度）、必要に応じた個別協議を実施する。
- ウ システム構築に必要な情報提供や関係機関との調整は受注者が行い、必要に応じて県の担当者が出席する。

(2) 著作物の帰属

- ア 本契約における成果品及び本契約のため新たに開発又は制作したシステム、データ、ドキュメント等（以下、これらを総称して「本著作物」という）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、県に帰属する。

ただし、本著作物のうち、各市町に関する運行管理データやそれに紐づく分析結果、その他各市町に特化した成果については、当該市町もその利用権限を有するものとする。

- イ 受託者は、県に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

(3) その他

- ア 仕様書に記載のない事象については、発注者と協議により決定する。
- イ 契約後、双方協議の上、使用を変更することがある。